

方針である。

- (1) 文書館法の制定
- (2) 公文書行政の確立
- (3) 文書専門職制度の確立
- (4) 官公庁文書学の研究、教育の確立と専門家の養成

10-28

総学庶第1554号 昭和52年11月21日

内閣総理大臣 福田 赳 夫 殿

日本学術会議会長 越 智 勇 一

（写送付先：文部大臣，科学技術庁長官，厚生大臣，自治大臣，国立大学協会会長，公立大学協会会長，日本私立大学協会会長，日本私立大学連盟会長，私立大学懇話会長，日本医師会長，日本歯科医師会長）

東洋医学の研究教育体制の確立について（申入れ）

標記について，日本学術会議第73回総会の議決に基づき，下記のとおり申入れます。

記

次の事項について格別の配慮の上，その促進について早急に十分な措置を講ぜられたい。

東洋医学の研究と教育を行う体制を整備すること。

東洋医学は，独自の理念と実践的な高度の技術を有する治療医学体系であるが，我が国では，明治時代の医学教育，医療制度の改革も一因となって衰微するに至つた。

しかしながら，近年ハリ麻酔等の発見，その基礎医学的研究の諸外国における急速なる発展及び諸種の難治性疾患に対し，しばしば著効を収めたとする報告の漸増等により，我が国医学界にはわかに東洋医学に注目することとなり，さきに数十種の漢方薬は薬価基準収載品に加えられ，また鍼灸治療を希求する患者は急増しつつある。

しかるに，医師の中にも東洋医学に基づく医療を併用する者の数が急速に増加しつつあるのが実情である。現行医学教育制度においては東洋医学の教育課程の整備が不十分である。

また，鍼灸師の現状は，医療機器の進歩に即応し得る知識のみならず，医療の実際において要求される医学の基礎知識は必ずしも十分ではないので，その教育水準を高めるよう教育内容の刷新を図り，医療の万全を期すべきであると考ええる。

他方，諸外国においては，医科系大学において東洋医学の正期講義の開講，病院においては鍼灸科が設置され，更に東洋医学の研究所が設立されつつある。

このような状況にかんがみ，東洋医学に関する研究制度の改革を行うと共に医師に対する東洋医学の教育並びに鍼灸師に対する基礎医学教育の推進を図ることを申入れるものである。

なお，これらの目的を達成するために，将来必要に応じて東洋医学に関する審議機関及び研究所

を国に設置することを政府に改めて要請する考えである。

10-29

総学庶第1555号 昭和52年11月21日

内閣総理大臣 福田 赳 夫 殿

日本学術会議会長 越 智 勇 一

写送付先：衆議院議長、参議院議長、科学技術庁長官、文
部大臣、厚生大臣、労働大臣、自治大臣、全国知事会、全国
都道府県議長会、国立大学協会、公立大学協会、日本私
立大学協会、日本私立大学連盟、私立大学懇話会、
国立短期大学協会、全国公立短期大学協会、日本私立短
期大学協会、日本社会事業学校連盟、日本医療社会事
業協会、全国医学部長・病院長会議代表

「社会福祉の研究・教育体制等について（勧告）」等の一部具体化——とりわけ
「障害児（者）の教育権保障のための総合的、一貫的な体制の整備」——につい
て（申入れ）

標記について、日本学術会議第73回総会の議決に基づき、下記のとおり申入れます。

記

さきに本会議は、第65回総会の決議により「社会福祉の研究・教育体制等について」、また第72回総会の決議により「リハビリテーションの教育・研究体制等について」、それぞれ政府に勧告したが、これら両勧告の一部である障害児（者）の教育権保障のための総合的、一貫的な体制の整備にかかる部分は、以下に述べるように、今日、特に緊急を要するものである。

日本国憲法は、人間の尊厳と教育を受ける権利を基本的人権としてうたい、また、国際連合総会が採択した「障害者の権利宣言」（1975年12月）は、「障害者は、その人間としての尊厳が尊重される権利を生まれながらに有する。その障害の原因、性質、程度のいかんを問わず、同年齢の市民と同一の基本的権利を有する」とし、障害者は、各種の治療、リハビリテーション、学校教育、職業訓練等のサービスを受ける権利を有する、としており、海外における障害児（者）の権利のための取り組みにも注目すべきものがある。

1973年11月、政府は「学校教育法中養護学校における就学義務及び養護学校の設置義務に関する部分の施行期日を定める政令」（政令第339号）を公布し、1979年度から養護学校義務制化を実施することとしたのは、遅きに失したとはいえ、憲法や「障害者の権利宣言」などの精神にそうものとして評価できる。しかし、その後の国及び地方自治体の、障害児（者）の教育・福祉・医療に関する施策は、必ずしも十分に進展しているとはいえない。

我が国の障害児（者）問題にかかわる研究は、教育・福祉・医療関係者の手で着実に進展し、医療・福祉・教育を、出生時から成人期にわたって、総合的に、かつ一貫して進めることによって、障害児（者）の障害を軽減し、その発達を保障できることを明らかにしている。障害児（者）教育に関する施策は、彼らとその家族が当面している各種の困難からみて、各都道府県に何校かの養護学校を設置することで事足りるものでないことも明らかである。